

ミツヒロニュース



清々しい季節です。企業にとって“事業承継”は大きな課題です。スムーズに事業を承継するには、先祖伝来で守ってきた事業用財産は事業承継者に渡し、父が築いた個人財産は相続人で話をして分割する。という考えが必要だと思えます。事業を永續させるのは大変なことですが“相続人全員で事業を守る”という気持ちで、対策を検討して頂ければと思います。 光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇財産債務の明細書から 財産財務調書へ
- ◇イザというとき慌てない 税務調査の基礎知識(37) 「仮装隠ぺいの定義とは？」
- ◇後継者の羅針盤のご案内
- ◇今月のお勧めセミナー 実務講座 経理基礎編 「経理実務の基礎」
- ◇あとがき 「下さい」と「ください」 どう違う？

財産債務の明細書から財産債務調書へ

今年の確定申告で、年間の所得が2,000万円を超えた人は、「財産及び債務の明細書」の提出をされたと思います。国税当局の調べによると、財産債務明細書の提出が必要な人は約36万人いると言われていたのですが、提出しないことによる罰則等も設けられていないため、実際に提出した人は約16万人（提出率44%）に留まっています。また、提出されていても、現行の財産債務明細書では、

- ①保有財産の記載が、「預貯金」、「有価証券」など概括的
- ②取得価額による記載も可能であるため、実際に保有している資産の規模が不明
- ③金額等の記載に不備があるものも多い

等の理由から、「**所得税申告の適正性の検証に活用するには不十分**」とされ、国外財産調書を参考にして、見直しが行われました。

1. 財産債務明細書の概要（国外財産調書との比較）

	現状の財産債務明細書	国外財産調書
根拠規程	所得税法 232 条	国外送金等調書法 5 条
対象者	所得税申告書を提出する者	居住者
提出基準	・ 所得 2 千万円超 ・ 確定申告書に添付 ・ 対象者 36 万人（提出者 16 万人）	・ 国外財産 5 千万円超 ・ 提出者 5,539 人(平成 25 年分)
記載項目	財産・負債（区分、種類、価額）	国外財産（区分、種類、用途別、所在別、数量、価額）
質問検査権	所得税調査の際の質問検査権で確認	国外財産調書に関する質問検査権で確認
インセンティブ	なし	所得税・相続税の過少申告加算税等を 5%加減算
罰則	なし	不提出・虚偽記載の場合、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

http://www.office-m.co.jp/ Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

2. 財産債務明細書の見直しについて

国外財産調書（平成 24 年度改正で導入）を参考として、所得税・相続税の申告の適正性を確保する観点から、現行の財産債務明細書の見直しが行われ、新たに財産債務調書として整備されます。

※出国時特例の課税にも活用が可能となります。

① 提出基準の見直し

現 状	改 正（提出義務）
その年分の所得金額＞ 2 千万円	その年分の所得金額＞ 2 千万円かつ、その年 12 月 31 日の財産の価額の合計額≥ 3 億円または、その年 12 月 31 日の有価証券等及び未決済デリバティブ取引等の合計額が 1 億円以上

② 記載事項の見直し

現 状	改 正（次のすべての事項を記載）
財産の種類、数量及び価額	・ 財産の種類、数量及び価額 ・ 財産の所在、有価証券の銘柄等、国外財産調書の記載事項と同様の事項の記載

その他、財産の評価については、原則として「時価」（「見積価額」も可）とされ、有価証券等については、取得価額の記載も必要になります。

③ 過少申告加算税等の特例の創設

国外財産調書と同様、財産債務調書の提出の有無等により、所得税又は相続税に係る過少申告加算税等を加減算する特例措置が講じられます。

④ 罰則規定

改正前の財産債務明細書の不提出又は虚偽記載について個別の罰則規定はなく、改正後も財産債務調書の不提出又は虚偽記載における個別の罰則規定は設けられていません。

⑤ その他の規定

- イ 財産債務調書の提出に関する調査に係る質問検査権の規定が整備されます。
- ロ 現行の財産債務明細書と同様、国外財産調書に記載した国外財産については、財産債務調書への内容の記載は要しないこととされます。ただし、財産債務調書の備考に「国外財産調書に記載のとおり」と記載する必要があります。
- ハ 財産債務調書の記載に係る事務負担が過重なものとならないよう、運用上、適切に配慮することとされます。
- ニ その他所要の措置が講じられます。

【適用関係】 上記の改正は、平成 28 年 1 月 1 日以後に提出すべき財産債務調書について適用されます。

3. データ化

「財産債務調書」には、住所、氏名に加えて、マイナンバーを記載して提出しなければなりません。マイナンバーを活用して、納税者の様々な情報（フローに関する情報及びストックに関する情報）のデータ化が、一気に加速しそうです。

4. 記載事項の比較

区分	改正前（財産債務明細書） （所得税法施行規則別表第十）		改正後（財産債務調書） （国外送金等調書法施行規則別表第十）	
	記載事項	備考	記載事項	備考
(一)土地	用途別の地所数、面積及び金額	(1)庭園その他土地に附設したものを含む。 (2)用途別は、自家用及び貸地の別とする。	用途別及び所在別の地所数、面積及び金額	(1)庭園その他土地に附設したものを含む。 (2)用途別は、一般用及び事業用の別とする。
(二)建物	用途別の戸数、床面積及び金額	(1)附属設備を含む。 (2)用途別は、自家用及び貸家の別とする。	用途別及び所在別の戸数、床面積及び金額	(1)附属設備を含む。 (2)用途別は、一般用及び事業用の別とする。
(三)山林	面積及び金額		用途別及び所在別の面積及び価額	
(四)現金	総額		用途別及び所在別の価額	用途別は、一般用及び事業用の別とする。
(五)預貯金	総額		種類別、用途別及び所在別の価額	(1)種類別は、当座預金、普通預金、定期預金等の別とする。 (2)用途別は、一般用及び事業用の別とする。
(六)有価証券	種類別の数量及び金額	種類別は、株式、公社債、投資信託、特定受益証券発行信託、貸付信託等の別とする。	種類別、用途別及び所在別の数量及び金額 価額については時価又は見積価額と取得価額を併記	(1)種類別は、株式、公社債、投資信託、特定受益証券発行信託、貸付信託等の別及び銘柄の別とする。 (2)用途別は、一般用及び事業用の別とする。
(七)貸付金	総額		用途別及び所在別の価額	用途別は、一般用及び事業用の別とする。
(八)未収入金 （受取手形を含む）	総額		用途別及び所在別の価額	
(九)書画骨とう及び美術工芸品	点数及び総額（一点10万円未満のものを除く）		種類別、用途別及び所在別の数量及び価額（一点10万円未満のものを除く）	
(十)貴金属類	点数及び総額（一点10万円未満のものを除く）		種類別、用途別及び所在別の数量及び価額（一点10万円未満のものを除く）	
(十一)四、九及び十に掲げる財産以外の動産	家庭用動産の総額（一個又は一組の価額が10万円未満のものを除く）		種類別、用途別及び所在別の数量及び価額（一個又は一組の価額が10万円未満のものを除く）	
(十二)その他の財産	種類別の価額（一件10万円未満のものを除く）		種類別、用途別（一般用及び事業用）及び所在別の数量及び価額	

5. 影響

上記の通り、来年からの財産財務調書には、預貯金をはじめ有価証券等について、個別の明細が必要となります。該当する個人は、マイナンバーとともにすべての財産が国税局に報告されることになります。これは、将来の相続等に活用されることになります。

これからは、長期に渡り合法的に節税することが必要となります。詳しくは、担当者にご相談ください。

教育をすべてのはじまりに



3月31日に公益財団法人CIESF（シーセフ）に総額8,028円を寄付させていただきました。皆さまからのご寄付は、全額カンボジアをはじめとした東南アジアの教育支援活動に使われます。募金にご協力くださった皆さまありがとうございました。





イザというとき慌てない 税務調査の基礎知識

シリーズ 37. 「仮装隠ぺいの定義とは？」

税務調査でよく問題になるのが、重加算税です。国税庁の統計によると、約 2 割の法人に重加算税が課されています。この重加算税は、「仮装」または「隠ぺい」と認定される行為をした場合に課されるのですが、1 つの行為を「仮装または隠ぺい」に該当するのかどうかを判断・判別するのはとても難しいことなのです。

「仮装または隠ぺい」で、あるかないかの線引きは、「故意」(わざとやったこと)であったかどうかが必要なポイントになります。

例えば、外注先に対する毎月の支払いが、ある月だけ 2 重に計上されているのを調査官が発見して「仮装行為で、重加算税だ！」と指摘してきたとします。

しかし、これが誤って請求書を 2 回入力してしまい、決算のときにも気付かずにそのまま申告してしまったということであれば、ただのミスなわけですから、「ちょっと待ってください。これはどう考えても、ただのミスでしょう。本当に脱税したければ、同じ日に同じ金額で同じ取引先に対して支払った入力なんてしないですよ！」と、あくまでミスであることを主張すれば重加算税は課されないのです。

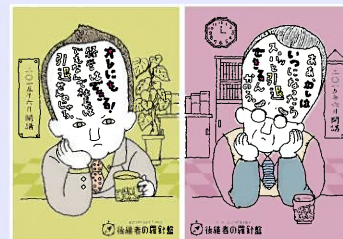
※「仮装」とは、請求書の数字を書き換えるなど、何かをねつ造したり偽造したりすること。

※「隠ぺい」とは、本来ある請求書を隠したりすること。

参考文献： ■財務省資料「平成 27 年度税制改正の大綱」

2015年 後継者の羅針盤のご案内

弊社グループ会社、(株)東京ファインショナルプランナーズ広島では、昨年引き続き**後継者の羅針盤**を 6 月に開講します。後継者の羅針盤は、事業を引き継ぐ“後継者”や“経営者の補佐役”などを対象とした、経営の基本と本質を実践的に学ぶ後継者育成の場です。パンフレット等、資料をご希望の方は、弊社担当者へお問い合わせください。



今月のお勧めセミナー 実務講座がスタートします！！

第 1 回 経理基礎編「経理実務の基礎」

当講座は、従来の経理実務の基礎から、経理実務の集大成というべき決算書のしくみまでを理解して頂ける内容で構成し、全 5 回シリーズで開催します。新任経理担当の方はもちろんのこと、経理業務を再確認されたい方など、皆さまのご参加を心よりお待ちしております。

(開催日 5 月 13 日 (水) セミナー概要は、ピンクの案内チラシをご覧ください。)

あしがき

下田です。先日スタッフの間で話題になったのが、日常的によく使う「〜ください」という表現を漢字で書くか、平仮名で書くか。調べたところ、公用文における使い分けの定義がありました。◆「下さい」相手に物を頂く為にお願いする時の“ちょうだい”英語でいえば[give]「資料を下さい」◆「ください」相手にこうして欲しいと動作を依頼する場合の“(〜して) ください”英語でいえば[please]「資料を配ってください」。という違いが有るそうです。広報資料を作成する機会が多いので、これを機に活用したいです。

出典「下さい」「ください」どう違う？ - トークする日本語 - NHK アナウンズルーム

【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhira

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所
〒730-0801 広島市中区寺町 5 番 20 号
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007
URL <http://www.office-m.co.jp/>

